滋賀県立野洲養護学校の進路指導について

進路指導部

障害者を取り巻く社会の変遷

昭和２０年後半～（１９５０年代）	障害児のための養護学校作り運動	障害があっても学校に行きたい
<u>昭和４４年（１９６９年）</u>	<u>県立養護学校(S５０～八幡養護)開校 S４７年～高等部開設</u>	<u>滋賀県初の養護学校（肢体不自由対象）（盲・聾話学校はＳ３年開校）</u>
昭和４９年（１９７４年）	県立八日市養護学校開校	滋賀県初の知的障害対象の養護学校
昭和４０年後半～（１９７０年代）	全国各地で障害者のための作業所づくり	障害があっても働きたい
昭和５４年（１９７９年）	養護学校義務制の実施	障害のあるすべての子どもたちが学校に
昭和５０年後半～６０年代（１９８０年代）	滋賀県で作業所づくり運動が盛んになる。	・「生きがい」「働きがい」を目的とした社会的就労の場づくり。 ・地域福祉の視点 「障害があっても地域で働きたい」
平成２年～（１９９０年代）	無認可から認可作業所への移行運動	よりよい環境・条件づくり
	通所療育づくり運動	障害の重い生徒の活動の場づくり
平 11(1999)年	作業所の類型化	事業所型・授産型・創作軽作業型
平 16(2004)年	支援費制度	契約、事業所の拡大、財政破綻
平 18(2006)年 10月～	「障害者自立支援法」施行 ・ 原則１割の応益負担 ・ 地域移行 ・ 福祉就労から企業就労へ ・ 障害程度区分、三障害一元化 ・ 施設形態の見直し	応益負担による支出増 施設形態の見直し、補助金減 ↓ 利用控え ↓ 全国的な行動→国の緩和措置
平 20(2008)年	障害者自立支援法の部分的な見直し	利用者負担の見直し　など
平 21(2009)年	民主党政権誕生により障害者自立支援法から「障害者総合福祉法」制定に向けて推進会議等で論議が始まる	平成２２年４月～ 利用料負担をなくす（基本）
平 24(2012)年	「障害者虐待防止法」が１０月に施行	４月～旧法施設は全て新体系へ移行
平 25(2013)年	・「障害者総合支援法」が４月に施行 ・障害者法定雇用率の引き上げ（企業 2.0%、行政 2.3%、教委 2.2%） ・「障害者差別解消法」が６月に公布（Ｈ２８年に施行予定）	・旧法とあまり差がないとの批判あり。 ・共生社会の実現や障害者権利条約批准に向けた動きの活発化。事業主に対して差別禁止や合理的配慮を義務付ける内容となっている。
平 26(2014)年	・「障害者権利条約」１月に批准 ・障害程度区分が障害支援区分に（調査項目の見直し）	・障害者基本法改正（H23）や障害者差別解消法制定（H25）など国内法規が整ったため批准された。
平 28(2016)年	・「障害者差別解消法」施行	・不当な差別の禁止、合理的配慮
平 30(2018)年	・障害福祉サービス等の報酬改定	・就労定着支援と居宅訪問型児童発達支援の創設、平均工賃に応じた報酬、
令和元(2019)年	・「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」施行	・不当な差別の禁止、合理的配慮の提供、地域アドボケーターの設置
令和３(2021)年	・障害者法定雇用率の引き上げ（企業 2.3%、行政 2.6%、教委 2.5%） ・障害福祉サービス等の報酬改定	・従業員 43.5 人以上の企業等が対象 ・グループホームにおける重度化･高齢化への対応、Ｂ型報酬体系の類型化
令和５(2023)年	・障害者法定雇用率の段階的な引き上げ（企業、行政、教委） ・精神障害者の策定方法の変更	・R6年０.2%増（2.5%）→Ｒ８年０.2%増（2.7%）・週所定労働時間が２０時間以上３０時間未満は雇用率に策定し１カウント
令和６(2024)年	・障害福祉サービス等報酬改定	・訪問系、日中系、施設･住居支援系、訓練系、就労系サービスなど報酬単価の見直しが行われた。

障害があるがゆえに学校に行けない、働けないという、とても近い過去の状況の中から、多くの関係者の努力によって、現在の制度にかわってきています。

1．特別支援学校における進路指導とは

進路指導とは、単に進路先を決定するためのものではありません。子どもたちが自立を目指し、卒業後も地域社会の一員として活動し、豊かでいきいきとした生活を送れるようにするための取り組みであると考えています。そのためには、子どもたちの特性や課題を充分に把握し、その成長を最大限保障する中で個に応じた進路学習を行い、自立に向けた力を育てることを大切にしています。適切な進路先や生活支援が保障されるために、就業体験（実習）を中心とした進路学習の取り組みを充実させ、卒業後のスムーズな移行のために家庭や地域、関係機関と連携し、きめ細かな引継ぎやアフターフォロー（継続支援）の取り組みに力を入れています。

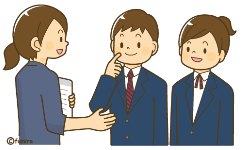

本校の進路指導は子どもたち一人ひとりのニーズに応じた進路保障を目指して、あらゆる教育活動の中で学年や発達段階に応じて実践していくべきものであると考えています。また、進路先となり得る事業所の開拓や福祉サービスの充実についても、進路指導の現状を内外に広く発信していく中で、家庭や地域、関係機関と密接に連携し共同で取り組むことを大切にしています。

①各学部における進路指導の重点

小学部・・・・学習と遊び（個別と集団）、生活の組み立てを通して、楽しい生活を送るための基盤をつくる

⇩

中学部・・・・思春期による変化に対応しながら、支援者との適度な距離感を持ち、生活やコミュニケーションの幅を拡大していく

⇩

高等部・・・・卒業後の進路先や生活全般を考えながら、それぞれの生徒の自立に向けての取り組みを進めていく

②進路指導の3つの柱とその内容

（1）日常生活の指導・学習指導・・・各クラス

基本的生活習慣・生活リズムの確立、健康管理、基礎学力、社会性、ルール・マナー、意欲、体力、気力、忍耐力、持続力、コミュニケーション能力（あいさつ、返事、他者とのやり取り）　などの力をつける

（2）作業学習や設定された場面・・・労働など

協調性、コミュニケーション能力、巧緻性、報告・連絡・相談、リーダーシップ、社会性、ルール・マナー、意欲、体力、気力、忍耐力、持続力　などの力をつける

（3）就業体験・・・実習

（生徒にとって）社会経験を積む場 （保護者、教師にとって）学校や生活の中で学んだことを確認・点検する場 （事業所や企業にとって）障害のある生徒のことを知っていただく機会

2．就労準備性ピラミッド・・・しっかりとした土台の上に必要な力が重なっていきます

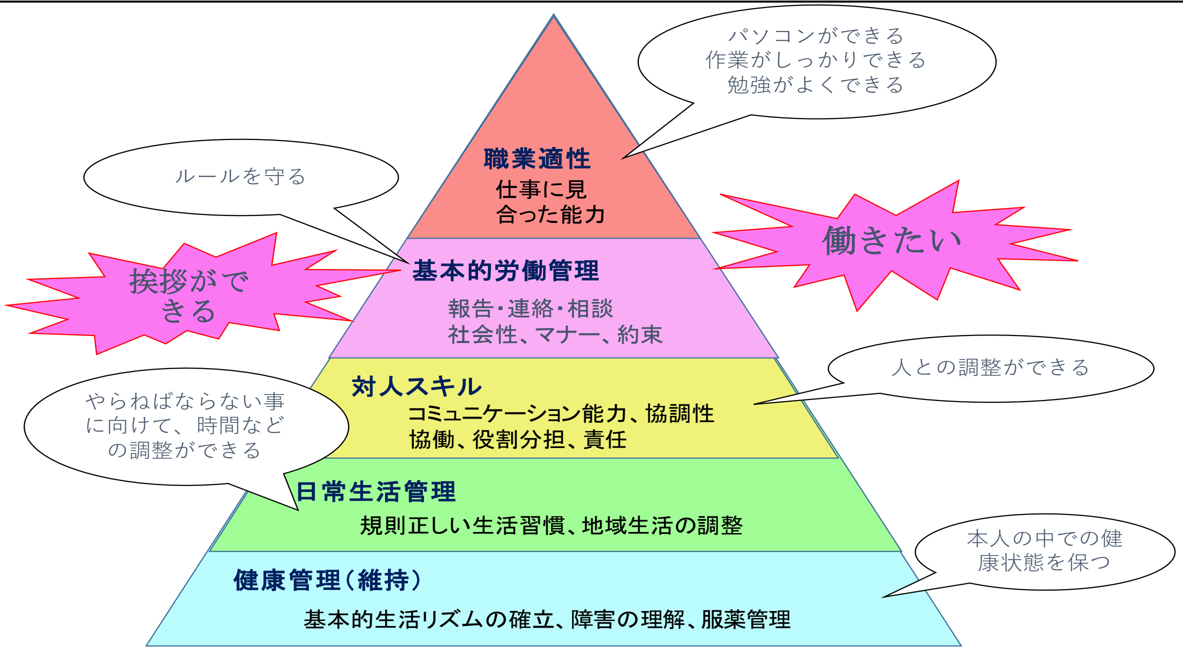

３．高等部における就業体験実習の大まかな流れ

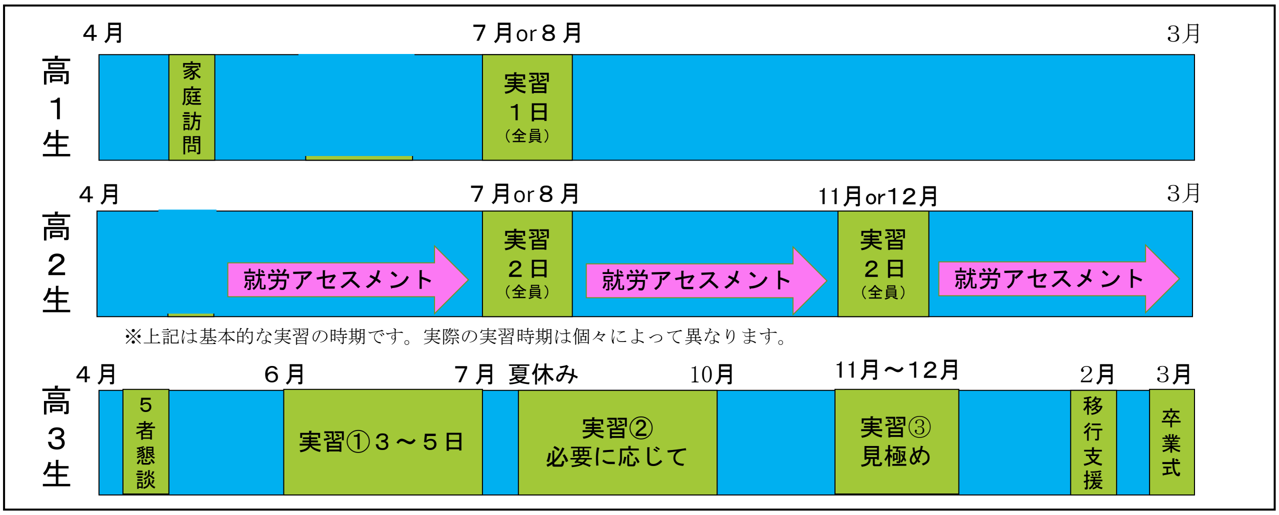

４．進路指導における現状と課題

① **日中活動（障害福祉サービス事業所）の場の充実を**

・多くの関係者の努力により日中活動の場は少しずつ増えています。しかし支援員不足もあり、増え続ける卒業生の数にはなかなか追い付いていないのが現状です。

・各福祉圏域では事業所の受け入れ可能数が養護学校卒業生の見込み人数を下回ることを回避するため、情報と危機感の共有を行っています。行政との連携で重い障害のある方を受け入れた事業所に加算措置を行う制度の創出など、徐々にではありますが見える形での取り組みが進んでいます。

② **企業等における障害者雇用の意識は少しずつ向上**

・令和３年より障害者の法定雇用率が引き上げられ、従業員数が 43.5 名以上の企業に対し雇用が義務づけられるようになりました。これに伴い、企業の障害者雇用に関する関心も高まりつつあります。しかし、現場実習（体験）を受け入れてもらえる企業は限られています。

・また、障害者雇用は一般の就労に比べると雇用条件が恵まれていない現状もあります。そのため、関係機関と協力しながら労働環境や雇用条件の改善などを求めていくとともに、就労継続のための支援（アフターフォロー）がとても大切だと考えています。

③ **豊かな地域生活の実現のために**

・家族の病気等緊急時の対応や親亡き後の生活の心配はとても切実なものです。県内の入所施設は常に満床、グループホームは増えていますが、まだまだ不足しているのが現状です。

・医療的ケアが必要とされる方へのサービスについては、医療スタッフの配置が乏しく、利用できるサービスが限定されています。そのため家族の負担が重く、大きな課題となっています。今後は短期入所や入浴サービス等の充実が求められます。

・放課後等デイサービスを利用している家庭が増えていますが、サービス利用は在学中に限定されており、卒業後に利用できる同じようなサービスがないのが現状です。日中一時支援や訪問系のサービスの拡充が今後の大きな課題だと考えています。

④ **関係機関との連携**

・本校では、障害福祉サービス事業所や企業はもちろん、福祉行政や発達支援の関係者、相談支援機関、医療機関など地域の関係機関とのつながりを大切にしています。地域の自立支援協議会（サービス調整会議）などに積極的に参加し、障害のある方をとりまく課題の解決に向けて関係機関と連携をしながら、学校としての役割を果たすべく努力をしているところです。

⑤ **保護者同士のつながりを大切に**

・子どもたちの卒業後の暮らしを豊かにするためには、多様なニーズに対応できる社会資源の充実と、障害のある方への関心と共感を社会全体へ広げていく必要があると考えます。特に本人や保護者の願いは社会を動かす原動力になります。本校にもPTA とは別に様々な保護者会の活動があり、学校もオブザーバーという形で関わりをもっています。保護者会の活動によって保護者の声が関係機関に届いて新しい事業所の立ち上げにつながったケースもあります。保護者同士のつながりを大切にし、ぜひ当事者の声や保護者の願いを様々な場面で発信していただければと思います。